

別紙1 施策別整理表

(1) 人命保護（大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる）

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
1-1	住宅・建築物等の耐震化	○住宅の耐震化率は、耐震計画における令和2(2020)年度目標値80%に対し、平成27(2015)年度実績値59%、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和2(2020)年度目標値95%に対し、平成27(2015)年度実績値93%となっている。 ○特に本市の住宅の耐震化率は、耐震計画策定時点で国・県平均と比べても低い状況にあることから、市民等への啓発活動をより一層推進する必要がある。	○三次市耐震改修促進計画に基づき、支所庁舎等の防災上重要な公共建築物の耐震改修、民間建築物や一般住宅に対する耐震化の促進活動を引き続き推進し、耐震化率の更なる向上を図る。 〔住宅の耐震化率 59% (H27) → 80% (R2 目標) ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 93% (H27) → 95% (R2 目標)〕	三次市地域防災計画_震災対策編(R1) 三次市耐震改修促進計画(H28.3)	7-2	【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ② 住宅・都市	都市建築課
1-1	建築物等の老朽化対策	○老朽化した公共施設の割合が増加し、それに起因する重大事故や致命的な損傷等が発生するリスクが高まるなど、社会インフラの安全性や機能の低下が懸念されていることから、これら老朽化施設の解体・除去や安全確保対策が必要である。	○三次市公共施設等総合管理計画に基づき、市民等への公共サービスを維持しつつ、公共施設の適切な維持管理を推進する。	三次市公共施設等総合管理計画(H28.3)		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ② 住宅・都市 【横断的分野】 ② 老朽化対策	財産管理課 都市建築課
1-1	危機管理体制の維持・強化	○大規模災害時に適切に対応するためには、様々な事態を想定した平時からの各種訓練の実施、民間団体や関係機関との連携強化、装備資機材の充実等、危機管理体制の継続的な充実・強化が必要である。	○三次市地域防災計画に基づき、各種災害を想定した訓練を関係機関等と連携して実施することにより、対応力の向上を図るとともに、消防団等の装備・資機材を計画的に整備し、災害時における防災業務の実効性の向上を図る。	三次市地域防災計画_基本編(R1)		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
		○大規模災害時においても、適切に庁内業務が遂行できるよう、三次市業務継続計画の実効性の確保に努める必要がある。	○三次市業務継続計画を各職員に周知徹底するとともに、防災訓練等の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直す。	三次市業務継続計画（H29.12）	3-2		総務課 危機管理課
1-1	消防団の 対応力の 強化	○消防団（市内 39 分団、定数 1,620 人）の充実・強化により地域における災害対応力の向上を図ることとしているが、消防団員数の維持や高齢化対策が課題となっている。また、消防団の車輛や格納庫の老朽化が進んでいる。	○市内行事等における消防団活動のPR、機能別消防団員制度の活用等により、市民の消防団活動に対する理解を醸成し、消防団員の確保を図る。 ○災害時において、安全かつ迅速に消防団活動が行えるよう、消防団員の技能の向上に努めるとともに、装備、資機材等の整備や計画的な施設改修、設備更新を行うことにより、消防団の充実強化を推進し、地域防災力の強化を図る。 〔・消防団員数 1,478 人（うち女性 44 人、R2.4.1 現在） ・消防団協力事業所 28 事業（R2） ・消防団応援の店 11 店舗（R2）〕	三次市地域防災計画_基本編（R1）	1-4 2-3 7-1	【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ⑦ 地域保全 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課
1-1	自主防災 活動の推 進	○自主防災活動を積極的に推進する人材を確保する必要がある。また、消防団や学校等との連携を図るとともに、市民に対して「自助」の重要性を周知する必要がある。	○自主防災組織に対する活動支援（防災訓練やハザードマップ作成等への助成）や防災リーダー等の人材育成に取り組む。 ○防災訓練や講演・研修、自主防災組織代表者会議等の機会を活用し、地域防災についての共通理解を促進するとともに、消防団や各地区の学校等と連携した住民啓発及び災害時の避難所運営体制の整備等について取組を推進する。 〔・自主防災組織率（世帯カバー率）100%〕	三次市地域防災計画_基本編（R1）	1-4 2-3 7-1	【個別施策分野】 ⑦ 地域保全 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課
1-1	災害に強い道路ネットワークの構築	○災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため、道路の改良や橋梁耐震化率の向上、道路法面对策を進める必要がある。	○三次市橋梁長寿命化修繕計画等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に効率的・効果的な道路の改良や橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。 <道路改良が必要な道路> ・県道青河江田川之内線	三次市地域防災計画_震災対策編（R1） 三次市橋梁長寿命化修繕計画（H28.12）	2-1 2-6 5-1 5-3 6-4	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流 【横断的分野】 ② 老朽化対策	土木課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
			・ 県道木呂田本郷線 ・ 県道糸井塩町線 ・ 市道菅田本線 ・ 市道三次山家線 ・ 市道十日市 194 号線 ○道路防災総点検等により抽出された要 対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を 実施する。 ○豪雪地帯の道路区間において、冬季の堆 雪による道路閉塞を防止するため、除雪 事業（除雪車の増備等）を実施する。	第 10 次三次市交 通安全計画 (H28. 12)			
1-1	市街地での防災機能の確保等	○中心部の市街地が東部・南部に拡大して おり、用途地域指定がなされていない地域 にも拡大していることから、災害に備えた 計画的な都市整備が必要である。 ○災害時に一時的な避難場所ともなる都市 公園等については、公園等施設の安全性確 保のための定期的な点検の実施と修繕等 が必要である。	○三次市地域防災計画、三次市都市計画マ スタープランに基づき、引き続き、防災上 重要な公共施設等（都市公園等）の整備 や土地利用規制、都市の不燃化の促進、 都市公園の定期的な点検や修繕による安 全性確保等を推進し、市街地における防 災機能の確保・向上を図る。 ○災害に強いまちづくりを進めるため、空 き家対策総合支援事業を推進する。	三次市地域防災 計画_震災対策編 (R1) 三次市都市計画 マスタープラン (H28. 3)		【個別施策分野】 ② 住宅・都市	都市建築課
1-1	耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上	○木造住宅耐震診断設計資格者登録制度 による登録者数は、10 人（令和 2 (2020) 年 4 月現在）となっている。 ○甚大な住宅被害が生じるような大規模 災害に備え、当該資格保有者の登録促進 （登録者の増加）が必要である。	○木造住宅耐震診断設計資格者登録制度 の運用を浸透させる他、専門技能を身に 着けるための研修・講習会等への職員の 参加促進等により、耐震化促進に係る人 材育成・技術力の向上を図る。 〔・ 木造住宅耐震診断設計資格者登録者数 10 人 (R2)〕	三次市地域防災 計画_基本編 (R1)	8-2	【個別施策分野】 ② 住宅・都市	都市建築課
1-1	既存建築物等の総合的な安全対策	○災害時の既存建築物等に起因する人的 被害や道路閉塞を防止するため、総合 的な安全対策の推進が必要である。	○三次市耐震改修促進計画に基づき、既存 建築物等の総合的な安全対策（ブロック 壁等の倒壊防止対策、外壁等の落下防止 対策、エレベーターの閉じ込め防止対 策、建築物の不燃化の促進等）を引き続 き推進する。 ○災害に強いまちづくりを進めるため、空 き家再生推進事業、空き家対策総合支援 事業を推進する。	三次市地域防災 計画_震災対策編 (R1) 三次市耐震改修 促進計画 (H28. 3) 三次市公営住宅 等長寿命化計画 (H28. 3)	7-2	【個別施策分野】 ② 住宅・都市 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション ② 老朽化対策	都市建築課 財産管理課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
			○市営住宅の老朽化対策として「三次市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全対策（改修，除却等）を推進する。				
1-1	家具固定の促進	○大地震に備えた家具等の固定実施率は，広島県平均は 31.8%（平成 26（2014）年）であり，全国平均 40.0%（平成 25（2013）年）を下回る状況であることから，市民等に対する普及・啓発の継続が必要である。	○引き続き，広報物（防災の手引き）の配布やホームページ掲載等により，市民等に対する平時からの家庭内における家具の転倒・落下防止等の普及・啓発を図る。 〔・家具の固定率 31.8%（H26，県平均）〕	三次市地域防災計画_震災対策編（R1） 広島県強靱化地域計画（H28.3）		【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課 都市建築課

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
1-2	洪水対策 施設の整備	○国・県・市によって実施してきた江の川・馬洗川・西城川等の堤防・護岸の構築や河川改修, 内水の排水施設整備等を引き続き推進する必要がある。	○水防災対策特定河川事業（河川浚渫, 維持工事等）, 内水浸水被害対策事業を推進し, 洪水対策を行うよう努める。 ○国から管理を受託している5箇所の排水ポンプ場, 排水樋門のほか, 市が設置している7箇所の排水ポンプ場, 排水樋門, 仮設ポンプの運用により内水排除に努める。また, 令和元（2019）年度に整備した排水ポンプ車を機動的に運用する。また, 排水機場等の水防施設の整備・更新を行うとともに, 小型排水ポンプ等の資機材の導入を検討する。	三次市地域防災計画_基本編（R1） 三次市都市計画マスタープラン（R28.3）	8-4	【個別施策分野】 ② 住宅・都市	土木課 危機管理課
1-2	浸水想定 区域図の 作成等	○災害時に市民等が適切な避難行動を行えるよう, また, 地域の防災力向上にも役立つよう, 市民一人ひとりが災害リスクを平時から把握し, 災害時の避難方法等の検討を促進する必要がある。	○大雨の際に洪水により浸水が想定される区域や土砂災害の危険性のある区域の他, 避難所等を示したWEB版ハザードマップの周知を行うとともに, 市民一人ひとりが平時から避難について考え, 危険が迫る前に適切に避難するよう啓発に努める。	三次市地域防災計画_基本編（R1） Web版三次市防災ハザードマップ（三次市HP）		【個別施策分野】 ② 住宅・都市 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課
1-2	江の川上 流水害タイムラインに基づく体制等の整備	○江の川上流水害タイムラインを基に, 実際の出水時における市及び関係機関の活動を想定して, 相互の連携を確認する必要がある。	○関係機関・団体と連携し, 出水時におけるタイムラインの運用, 振り返り, 改善を継続的に実施しスパイラルアップにより充実を図る。	三次国道河川事務所 江の川上流水害タイムライン（R1）		【個別施策分野】 ② 住宅・都市 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課 土木課
1-2	浄化槽対策	○災害による下水道施設等の被災により公衆衛生に重大な影響が生じる事態に備え, 浄化槽の実態を適切に把握できる体制づくりが必要である。	○浄化槽の実態を把握できるよう, 引き続き, 浄化槽の設置・廃止・管理者変更等に当たっての届出制度の運用, 届出・浄化槽台帳の整備等を推進する。		2-7 2-8 6-3 8-4	【個別施策分野】 ⑧ 環境	環境政策課 下水道課 都市建築課

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
1-3	土砂災害 や山地災 害の対策 施設の整 備	○山地部を中心に土砂災害のハザード が高い土地が多く分布しており、これ らの箇所における防災面での取組が 必要である（土砂災害警戒区域：3,169 箇所，土砂災害危険箇所：1,861箇所， 山地災害危険地区：1,625箇所）。	○土石流，地すべり，山崩れ，がけ崩れ， ため池決壊等の予防に関する施設・設備 整備を推進し，土砂災害・山地災害対策 に努める。	三次市地域防災 計画_基本編，資 料編（R1） 三次市都市計画 マスタープラン （H28.3）	7-3	【個別施策分野】 ② 住宅・都市 ⑨ 土地利用	農政課 土木課
1-3	土砂災害 警戒区域 等の指定	○災害時において市民等が適切な避難 行動を行うことができるよう，市民一 人ひとりが自宅等の土砂災害のリス クを平時から把握し，災害時の避難方 法等を検討することを促進する必要 がある。	○県指定の土砂災害警戒区域等を示した W E B 版ハザードマップの周知を行う とともに，市民一人ひとりが平時から避 難について考え，危険が迫る前に適切に 避難するよう啓発に努める。	三次市地域防災 計画_基本編（R1） W e b 版三次市 防災ハザードマ ップ（三次市 HP）		【個別施策分野】 ② 住宅・都市 ⑨ 土地利用 【横断的分野】 ① リスクコミュニケ ーション	危機管理課
1-3	大規模盛 土造成地 の耐震化 の推進	○地震時等に危険な大規模盛土造成地 の被害を軽減するため，耐震化を推進 する必要がある。	○大規模盛土造成地の耐震化や，大規模盛 土造成地の被害軽減を図るための災害 リスクの周知（情報公開）を推進する。	三次市地域防災 計画_震災対策編 （R1） 大規模盛土造成 地マップの公表 について（三次市 HP）		【個別施策分野】 ② 住宅・都市 ⑨ 土地利用	都市建築課

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
1-4	自助・共 助の取組 強化	○市民一人ひとりが防災意識を高め、災 害から命を守るために適切な行動を とることができるよう、自助・共助の 取組をより一層強化していく必要が ある。	○三次市地域防災計画に基づき、市民・企 業等との連携のもと、引き続き、防災活 動の周知や参画しやすい防災活動の実 施、出前講座や防災啓発フェア等による 啓発や防災教育（HUGカードを用いた 避難所体験ゲーム等）、学校や幼稚園・ 保育所等における防災教育・避難訓練・ 防災体験活動、防災マニュアル整備等、 自助・共助の取組の強化を推進する。 〔 ・防災訓練等への参加者数 3,500人（H29）→25,000人（R5目 標） 〕	三次市地域防災 計画_基本編 （R1） 第2次三次市総 合計画（H30.12）		【個別施策分野】 ⑦ 地域保全 【横断的分野】 ① リスクコミュニケ ーション	危機管理課
1-4	災害情報 伝達手段 の多様化	○市内のテレビ放送、インターネット通 信、防災放送等の情報通信基盤である 三次ケーブルビジョンの施設のうち、 老朽化した設備を改修する必要がある。 ○避難情報等の主要な伝達手段である 音声告知放送については、人口の集中 地域である旧三次市地域の加入率が 低く、また、防災メールや防災アプリ については登録者が少ないことから、 特に旧三次市における情報伝達手段 の確保が必要である。また、災害時 における孤立対策として、携帯電話の不 感地域の解消を図る必要がある。 ○「HIROSHMA FREE Wi-Fi」は認証時の 利用登録を行わなければならないた め、災害時等に利用登録を行わず接続 可能とする必要がある。	○三次ケーブルビジョンの老朽化した設備 を維持・拡充するため、必要に応じて設 備改修を行うこととする。 ○市民に避難情報等が確実に伝わるよう、 既存の音声告知放送、防災メール、防災 アプリ、CATV、ホームページ等の利 用拡大を図るとともに、サイレンやSNS 等の活用により伝達手段の更なる多重 化を図る。また、携帯電話の不感地域に おいて、携帯電話基地局の整備を推進す る。 ○市内5箇所に設置している「HIROSHMA FREE Wi-Fi」を災害時等に開放し、認証 時の利用登録を行わずに接続可能とす る。	三次市地域防災 計画_基本編 （R1）	4-2	【個別施策分野】 ① 行政機能／消 防 ④ 情報通信 【横断的分野】 ① リスクコミュニケ ーション	危機管理課 情報政策課 商工観光課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
			・ 防災一斉メール配信サービスの登録者数 893 人 (R2. 3) ・ HIROSHIMA FREE Wi-Fi 5 箇所 (R2)				

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
1-4	情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備	○災害時は多くの情報が集中し、錯綜することから、情報収集手段の高度化・効率化を図る必要がある。	○市災害対策本部広報広聴班において市民からの情報提供に対応するとともに、県が検討しているSNSを活用した情報収集システム等、新たな情報技術を活用した効率的な手段についても検討する。 ○民間事業者との連携により、ドローンによる被災状況の速やかな把握を図る。	三次市地域防災計画_基本編 (R1)		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ④ 情報通信 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課
1-4	市民に対する避難情報等の伝達	○避難情報等の発出基準、手順、方法等を明確にするとともに、訓練等を通じていつでも正確に対応できるよう準備すること及び常に伝達手段の改善・多重化を図ることが必要である。	○三次市地域防災計画に基づく市民への情報伝達のタイミング、内容、方法、手順等について関係職員が熟知するとともに、伝達手段の改善・多重化に努める。	三次市地域防災計画_基本編、震災対策編 (R1) 三次市業務継続計画 (H29.12)		【個別施策分野】 ④ 情報通信 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課
1-4	避難行動要支援者に対する支援	○避難行動要支援者名簿の登録者数は、5,661人（令和2（2020）年6月現在）であるが、現在は新規登録を行っておらず、また登録者は関係者間での共有を了解した者のみであるため、避難行動要支援者全体を網羅していない。	○避難行動要支援者名簿の作成システムの整備、同意の取り方、関係者との共有、サポートのあり方等について総合的に取り組む。	三次市地域防災計画_基本編 (R1)	2-8	【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課 社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課
1-4	要配慮者に対する支援	○避難確保計画を策定している要配慮者利用施設は94施設中16施設（令和2（2020）年4月現在）で、各施設の計画作成を引き続き促進する必要がある。 ○外国人は毎年増加しており、外国人への情報伝達や避難時における対応を整える必要がある。	○要配慮者利用施設に対する防災対策の指導等、要配慮者の避難支援・安全確保に資する対策を推進する。 ○在住外国人等に対する防災情報の提供や防災学習機会の拡充を推進する。また、防災メールの多言語化を図る。また、観光庁作成「セーフティインフォメーション」を市内観光施設に配布し周知を図る。 〔・避難確保計画策定済の要配慮者利用施設数 16施設（R2） → 全94施設（R6目標）〕	第2期 三次市障害者福祉計画（H30.12） 第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（H30.3） 三次市地域防災計画_基本編 (R1)	2-8	【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課 危機管理課 定住対策・暮らし支援課 商工観光課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
1-4	消防団による避難誘導	○消防団（市内 39 分団，定数 1,620 人）の充実・強化により地域における災害対応力の向上を図ることとしているが，消防団員数の維持や高齢化対策が課題となっている。また，消防団の車輛や格納庫の老朽化が進んでいる。	○市内行事等における消防団活動のPR，機能別消防団員制度の活用等により，市民の消防団活動に対する理解を醸成し，消防団員の確保を図る。 ○災害時において，安全かつ迅速に消防団活動が行えるよう，消防団員の技能の向上に努めるとともに，装備，資機材等の整備や計画的な施設改修，設備更新を行うことにより，消防団の充実強化を推進し，地域防災力の強化を図る。	三次市地域防災計画_基本編（R1）	1-1 2-3 7-1	【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ⑦ 地域保全 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課
1-4	自主防災組織による避難誘導	○自主防災活動を積極的に推進する人材を確保する必要がある。また，消防団や学校等との連携を図るとともに，市民に対して「自助」の重要性を周知する必要がある。	○自主防災組織に対する活動支援（防災訓練やハザードマップ作成等への助成）や防災リーダー等の人材育成に取り組む。 ○防災訓練や講演・研修，自主防災組織代表者会議等の機会を活用し，地域防災についての共通理解を促進するとともに，消防団や各地区の学校等と連携した住民啓発及び災害時の避難所運営体制の整備等について取組を推進する。	三次市地域防災計画_基本編（R1）	1-1 2-3 7-1	【個別施策分野】 ⑦ 地域保全 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課

(2) 迅速な救助・救急活動等の実施（大規模自然災害発生直後から救助・救急，医療活動等が迅速に行われる〔それがなされない場合の必要な対応を含む〕）

2-1 被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止

リスクシナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲場所	施策分野	担当課
2-1	物資調達・供給体制の整備	○災害の種別や規模，経過等により，必要な物資は異なってくることから，被災者のニーズに沿った備蓄物資の計画的な備蓄及び事業者との協定等による流通物資の調達が必要である。 ○市備蓄倉庫は手狭であり，また，浸水想定区域内に立地しているため，今後備蓄物資の新たな保管場所を確保する必要がある。	○平時から計画的に備蓄するほか，必要な物資について調達協定を締結し，具体的な調達・配送計画を策定するとともに，災害時に実践できるよう，避難所関係者や調達事業者等との連携に努める。 ○避難所用物資の増加及び浸水のおそれへの対策として，新たな備蓄倉庫の整備を検討する。	三次市地域防災計画_基本編，資料編（R1）	5-4	【個別施策分野】 ⑤ 産業構造 ⑥ 交通・物流	危機管理課
2-1	家庭等における非常用物資の備蓄の推進	○家庭や企業等において最低3日分の水や食料等を備蓄し，生活用品とともに非常持出品として準備するよう啓発を行っているが，平成30年7月豪雨災害においては，水や食料を持たずに避難する市民も多かった。	○市民に対して，様々な機会を通じて，平時からの備えとして非常用物資の備蓄が重要であることを広報するとともに，自主防災組織による交付金を活用した地域避難場所における計画的な備蓄を促進する。	三次市地域防災計画_基本編（R1）	2-2 2-8	【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課
2-1	水道管の耐震化等供給体制の強化	○三次市水道事業の管路施設の総延長約830kmのうち，耐震管の割合は約23%にとどまっている。今後は，管路更新時に積極的に耐震管を採用するなど，管路施設の更新と耐震化を同時に進めていく必要がある。	○三次市水道事業ビジョンに基づき，老朽管路及び非耐震管路の更新計画を策定するとともに，老朽管路（旧三次市エリア以外）を優先的に更新し，耐震管路への布設替えを行う。 ○給水管等の破断による断水時にも応急給水に対応できるよう，耐震性貯水槽の整備を推進する。	三次市地域防災計画_震災対策編（R1） 三次市水道事業ビジョン（H30.3）	6-2	【個別施策分野】 ② 住宅・都市	水道課
2-1	緊急輸送網の確保	○災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため，道路の改良や橋梁耐震化率の向上，道路法面对策を進める必要がある。	○三次市橋梁長寿命化修繕計画等を踏まえ，防災上重要な幹線道路を中心に効率的・効果的な道路の改良や橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い，市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。 ＜道路改良が必要な道路＞ ・県道青河江田川之内線	三次市地域防災計画_震災対策編（R1） 三次市橋梁長寿命化修繕計画（H28.12）	1-1 2-6 5-1 5-3 6-4	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流 【横断的分野】 ② 老朽化対策	土木課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
			・ 県道木呂田本郷線 ・ 県道糸井塩町線 ・ 市道菅田本線 ・ 市道三次山家線 ・ 市道十日市 194 号線 ○道路防災総点検等により抽出された要 対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を 実施する。 ○豪雪地帯の道路区間において、冬季の堆 雪による道路閉塞を防止するため、除雪 事業（除雪車の増備等）を実施する。	第 10 次三次市 交通安全計画 (H28. 12)			
2-1	民間団体 等と連携 した緊急 輸送体制 の整備	○現在締結している物資調達協定の締 結事業者と緊急輸送に係る具体的な 輸送方法について取り決めたり、市独 自でも運送事業者と物資の緊急輸送 に関する協定を締結する等により、災 害時における緊急輸送体制の一層の 充実を図る必要がある。	○物資調達・輸送に関する協定締結を推進 するとともに、災害時における緊急対応 が円滑に行えるよう、協定締結団体等と 連携して、具体的な調達・配送計画を策 定し、災害時に実践できるよう、連携に 努める。	三次市地域防災 計画_基本編、 資料編（R1）		【個別施策分野】 ⑤ 産業構造 ⑥ 交通・物流	危機管理課
2-1	ボラン ティア体制 の構築等	○ボランティアの受入れ体制の確保に ついて、市被災者生活サポートボラン ティアセンターと連携し、ボランティ アの受入れ窓口や連絡体制を定め、ボ ランティア活動の円滑な運営を行え るよう体制を整える必要がある。	○市社会福祉協議会が設置する市被災者 生活サポートボランティアセンターを 中心に、県社会福祉協議会が設置する広 島県被災者生活サポートボランティア センターと連携を図り、ボランティアの 受入れや活動支援、情報収集・発信など を円滑に行えるよう体制の整備に努め る。	三次市地域防災 計画_基本編 (R1)	2-8	【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	社会福祉課 高齢者福祉課

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
2-2	非常用物資の備蓄の推進	○家庭や企業等において最低3日分の水や食料等を備蓄し、生活用品とともに非常持出品として準備するよう啓発を行っているが、平成30年7月豪雨災害においては、水や食料を持たずに避難する市民も多かった。	○市民に対して、様々な機会を通じて、平時からの備えとして非常用物資の備蓄が重要であることを広報するとともに、自主防災組織による交付金を活用した地域避難場所における計画的な備蓄を促進する。	三次市地域防災計画_基本編(R1)	2-1 2-8	【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課

2-3 自衛隊，警察，消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
2-3	広域応援 の速やかな受入れ	○地震等の大規模災害に適切に対応するため、平時から広域応援体制の構築・強化が必要である。	○受援計画を策定し、広域応援の速やかな要請、応援部隊の受入れ体制の整備等を行う必要がある。	三次市地域防災計画_基本編 (R1)	7-1	【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課
2-3	消防設備 及び消防 施設等の 耐災害性 の強化	○地震等の大規模災害時においても常備及び非常備の消防活動等を維持するため、消防施設の改修などにより耐災害性を高めるとともに、装備や資機材、消防車両等の充実を図る必要がある。	○ 災害時において、安全かつ迅速に常備及び非常備の消防活動等が行えるよう、格納庫や防火水槽、消防車両等の整備・改修等を行うとともに、資機材及び消防車両等の整備・更新、定期的な修繕や維持管理を行う。 〔 ・消防団員数 1,478人（うち女性44人、R2.4.1現在） ・消防団協力事業所 28事業（R2） ・消防団応援の店 11店舗（R2） 〕	三次市地域防災計画_基本編 (R1)		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防	危機管理課 備北地区消防組合
2-3	消防団の 対応力の 強化	○消防団(市内39分団、定数1,620人)の充実・強化により地域における災害対応力の向上を図ることとしているが、消防団員数の維持や高齢化対策が課題となっている。また、消防団の車両や格納庫の老朽化が進んでいる。	○市内行事等における消防団活動のPR、機能別消防団員制度の活用等により、市民の消防団活動に対する理解を醸成し、消防団員の確保を図る。 ○災害時において、安全かつ迅速に消防団活動が行えるよう、消防団員の技能の向上に努めるとともに、装備、資機材等の整備や計画的な施設改修、設備更新を行うことにより、消防団の充実強化を推進し、地域防災力の強化を図る。	三次市地域防災計画_基本編 (R1)	1-1 1-4 7-1	【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ⑦ 地域保全 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課
2-3	自主防災 活動の推 進	○自主防災活動を積極的に推進する人材を確保する必要がある。また、消防団や学校等との連携を図るとともに、市民に対して「自助」の重要性を周知する必要がある。	○自主防災組織に対する活動支援（防災訓練やハザードマップ作成等への助成）や防災リーダー等の人材育成に取り組む。 ○防災訓練や講演・研修、自主防災組織代表者会議等の機会を活用し、地域防災についての共通理解を促進するとともに、消防団や各地区の学校等と連携した住民啓	三次市地域防災計画_基本編 (R1)	1-1 1-4 7-1	【個別施策分野】 ⑦ 地域保全 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
			発及び災害時の避難所運営体制の整備等 について取組を推進する。				

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
2-4	災害拠点病院の防災機能強化	○災害発生時に診療機能を維持又は早期回復させるために整備した業務継続計画（ＢＣＰ）に基づいた院内訓練・研修を行う必要がある。また、医薬品・衛生用品や食料等の備蓄や保管倉庫等の施設整備・拡充が必要である。	○業務継続計画（ＢＣＰ）に基づいた院内訓練・研修を行い、その訓練や研修での気付き等をＢＣＰに反映させ、精度をあげる。また、医薬品・衛生用品や食料等の備蓄等を推進する。 ○災害に備えるため、備蓄品の保管倉庫等の施設整備・拡充に努める。	三次市地域防災計画_基本編（R1） 第7次 広島県保健医療計画（H30.3）	2-6	【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	病院企画課 健康推進課
2-4	事業者等との協定	○市としては排水機場の燃料補給を目的として、1団体（榊下山石油店）と協定を締結しているが、連絡体制や夜間の運用等について検討する必要がある。 ○緊急車両や市役所等の防災拠点施設についての協定は直接には締結していない。	○市が協定を締結している事業者（榊下山石油店等）及び県の協定に含まれる事業者等と、具体的な調達・配送計画について検討し、災害時に実践できるように体制を整備する。 ○災害発生時に緊急車両や市役所等の防災拠点施設を維持又は早期回復させるための体制を整備する。	三次市地域防災計画_基本編，資料編（R1）		【個別施策分野】 ⑤ 産業構造	危機管理課 財産管理課

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
2-5	帰宅困難者 対策として の事業者等 との協定	○市が三次市ホテル旅館組合と締結 している宿泊のあっせんに関する 協定の活用も含め、手続き等につ いて検討する必要がある。	○市の協定及び県の協定を有効に活用し て帰宅困難者の支援を行えるよう、協定先 の事業者等（三次市ホテル旅館組合等）と 手続等を確認し、円滑な運用を図る。	三次市地域防災計 画_基本編，資料 編（R1）		【個別施策分野】 ⑤ 産業構造	危機管理課 商工観光課
2-5	道の駅の活 用促進	○市内には2箇所の道の駅があり， 「道の駅 ゆめランド布野」につい ては第一次緊急輸送道路に指定さ れている国道 54 号沿線に立地し ている。なお，国土交通省三次河川 国道事務所と「災害時における道 の駅施設使用に関する覚書」を締 結している。	○国土交通省三次河川国道事務所と締結 している覚書を踏まえ，道路管理者等と 連携し，「道の駅 ゆめランド布野」の 防災拠点としての利活用について検討 する。	第 10 次三次市交 通安全計画 (H28. 12)		【個別施策分野】 ⑤ 産業構造 ⑥ 交通・物流	危機管理課
2-5	帰宅困難者 用の物資調 達・供給体 制の整備	○事務所内備蓄について，事業者等 に周知する必要がある。 ○県の協定及び市が三次市ホテル旅 館組合と締結している協定を活用 し，物資調達・供給体制を検討する 必要がある。	○市の広報誌等により，事業者内備蓄の必 要性について事業者等に呼びかけると ともに，県・市の協定を有効に活用し， 帰宅困難者に対して物資等を供給する 体制を整備する。	三次市地域防災計 画_基本編，資料 編（R1）		【個別施策分野】 ⑤ 産業構造 ⑥ 交通・物流	危機管理課 商工観光課 社会福祉課
2-5	帰宅困難者 への情報提 供	○公共交通機関が運行を停止した場 合は，適切な行動を呼びかけると ともに，公共交通機関等の運行情 報を速やかに収集・伝達し，帰宅困 難者の不安の解消を図る必要があ る。また，必要に応じ一時避難宿泊 場所を確保する必要がある。	○公共交通機関等の復旧の見直し等につ いて市のホームページや SNS，ケーブ ルテレビ等により速やかに情報提供す る。また，必要に応じ市の指定避難所や県・ 市の協定を活用した宿泊施設のあっ せん等により，一時的な宿泊場所を確保 する。	三次市地域防災計 画_基本編（R1）		【個別施策分野】 ① 行政機能／消 防 【横断的分野】 ① リスクコミュニ ケーション	危機管理課 秘書広報課

2-6 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
2-6	医療救護体制の強化	○大規模災害に対応するためには、関係各機関が連携し、あらかじめ医療救護体制（人材の育成や訓練、医薬品の供給体制等）を構築しておくことが重要である。	○広島県保健医療計画（備北二次保健医療圏）に基づき、医療救護体制の確保及び訓練の実施、関係機関との災害情報の共有体制や輸送体制の確立を推進する。	三次市地域防災計画_基本編（R1） 第7次 広島県保健医療計画（備北二次保健医療圏）（H30.3）		【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	病院企画課 危機管理課
2-6	病院の耐震化	○市立三次中央病院については、平成6（1994）年竣工であり、新耐震基準を満たしているが、広域的に物流が機能しなくなった際に備え、患者（300人）、職員（500人）の食料と飲料水、医薬品等を3日分程度備蓄しておく必要がある。	○災害拠点病院としての機能を維持できるように、患者、職員用の食料と飲料水、医薬品等を3日分程度備蓄する。	三次市地域防災計画_基本編（R1） 第7次 広島県保健医療計画（H30.3）		【個別施策分野】 ② 住宅・都市 ③ 保健医療・福祉	病院企画課
2-6	災害拠点病院の防災機能強化	○災害発生時に診療機能を維持又は早期回復させるために整備した業務継続計画（BCP）に基づいた院内訓練・研修を行う必要がある。また、医薬品・衛生用品や食料等の備蓄や保管倉庫等の施設整備・拡充が必要である。	○業務継続計画（BCP）に基づいた院内訓練・研修を行い、その訓練や研修での気づき等をBCPに反映させ、精度をあげる。また、医薬品・衛生用品や食料等の備蓄等を推進する。 ○災害に備えるため、備蓄品の保管倉庫等の施設整備・拡充に努める。	三次市地域防災計画_基本編（R1） 第7次 広島県保健医療計画（H30.3）	2-4	【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	病院企画課 健康推進課
2-6	医療・介護人材の育成	○急速な高齢化や過疎化の進行に伴い、医師、看護職員及び介護職員の不足が懸念されるため、更なる人材確保・育成が必要である。	○災害時に市民等が安心して医療・介護サービスを受けられるよう、関係機関と連携して、医師や看護職員、介護職員等の人材の確保・育成に努める。	第7期ひろしま高齢者プラン（H30.3） ひろしま未来チャレンジビジョン（H27.10）		【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課
2-6	福祉支援ネットワークの構築	○大規模災害時において、要配慮者のニーズに対応した緊急支援を行う体制づくりが必要である。	○要配慮者への支援を行うため、災害時公衆衛生チームの編成職種として、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の福祉関係の職種を加えた体制を県と連携して整備する。	三次市地域防災計画_基本編（R1）		【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
2-6	老人福祉施設入居者の避難機能整備	○大規模災害時において、老人福祉施設の利用継続を図るとともに、老人福祉施設入居者の避難（施設退避）機能構築が必要である。	○老人福祉施設での避難生活を維持し、緊急時に老人福祉施設から避難する際に必要な機器・設備の整備について、施設設置者に対し、国と連携して支援する。	三次市地域防災計画_基本編（R1）		【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	高齢者福祉課
2-6	緊急輸送網の確保	○災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため、道路の改良や橋梁耐震化率の向上、道路法面对策を進める必要がある。	○三次市橋梁長寿命化修繕計画等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に効率的・効果的な道路の改良や橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。 ＜道路改良が必要な道路＞ ・県道青河江田川之内線 ・県道木呂田本郷線 ・県道糸井塩町線 ・市道菅田本線 ・市道三次山家線 ・市道十日市 194 号線 ○道路防災総点検等により抽出された要対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を実施する。 ○豪雪地帯の道路区間において、冬季の堆雪による道路閉塞を防止するため、除雪事業（除雪車の増備等）を実施する。	三次市地域防災計画_震災対策編（R1） 三次市橋梁長寿命化修繕計画（H28. 12） 第 10 次三次市交通安全計画（H28. 12）	1-1 2-1 5-1 5-3 6-4	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流 【横断的分野】 ② 老朽化対策	土木課

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
2-7	予防接種の 促進と衛生 用品等の備 蓄	○重大な感染症の発生に備え、予防 接種の実施と初動時に必要となる 衛生用品等の確保等が必要であ る。	○災害時の感染症の発生・蔓延を防ぐた め、平時から予防接種の重要性を周知す るとともに、大規模災害時等の感染症対 策として衛生用品（消毒液、マスク等） の備蓄を促進する。	三次市新型インフ ルエンザ等対策行 動計画（R2.2）		【個別施策分野】 ③ 保健医療・福 祉	健康推進課
2-7	浄化槽対策	○災害による下水道施設等の被災に より公衆衛生に重大な影響が生じ る事態に備え、浄化槽の実態を適 切に把握できる体制づくりが必要 である。	○浄化槽の実態を把握できるよう、引き続 き、浄化槽の設置・廃止・管理者変更等 にあたっての届出制度の運用、届出・浄 化槽台帳の整備等を推進する。		1-2 2-8 6-3 8-4	【個別施策分野】 ⑧ 環境	環境政策課 下水道課 都市建築課
2-7	下水道施設 の防災・減 災対策	○下水道施設の耐震化や設備の更新 を図るとともに、浸水災害による 被害を軽減するため、下水道施設 における浸水対策を進める必要が ある。	○下水道施設（排水ポンプ場等）の耐震補 強・設備更新による市街地浸水対策をは じめ汚水処理施設の設備更新並びに下 水管路の更生を推進するとともに、下水 道BCP（簡易版からの更新・改善）や 公共下水道施設災害時対応マニュアル を策定し、それに基づく防災・減災対策 に努める。	三次市地域防災計 画_震 災 対 策 編 (R1) 三次市公共下水道 事 業 経 営 戦 略 (H29.3)	2-8 6-3 8-4	【個別施策分野】 ② 住宅・都市	下水道課

2-8 避難所等の規模や機能の不足により、被災者への支援が十分に確保できない事態

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
2-8	避難所の防災機能強化	○指定避難所として使用する施設については、避難者を収容・保護するための建築物としての安全性と、一定期間、快適に避難生活を送るための設備を、それぞれ確保することが求められる。 ○市内の指定避難所 74 施設（基幹避難所 19、補助避難所 55）のうち、耐震構造又は耐震改修済の施設は 73 施設（耐震化率 99%）となっている。	○指定避難所に指定されている施設の耐震化、情報伝達設備の整備（TV、音声告知端末の設置等）、非常用電源の整備、早期の学校給食復旧や被災地域への炊き出し支援に配慮した学校給食設備の整備、避難生活環境を考慮した施設・設備の整備（トイレの改修等）を推進する。 ○現在指定されている指定避難所に加え、浸水時緊急退避施設、大規模災害時に開設する広域避難場所、自主防災組織で運営する地域避難場所の指定・確保に努める。 〔・避難所施設の耐震化率 99%（R2）→ 100%（R6 目標）〕	三次市地域防災計画_基本編（R1） 三次市地域防災計画_震災対策編（R1）		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ② 住宅・都市 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課 環境政策課 学校教育課
2-8	避難所の運営体制の整備	○新型コロナウイルス感染症等により避難所における 3 密を避けるため、収容人員を削減しなければならない。	○市民一人ひとりが自らの避難先を親族や知人宅等も含め予め検討するよう、自主防災組織と連携して、分散避難の啓発に努める。 ○必要に応じ、関連団体等と避難所運営に係る協力協定の締結に努める。	三次市地域防災計画_基本編（R1）		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防	危機管理課
2-8	非常用物資の備蓄の推進	○家庭や企業等において最低 3 日分の水や食料等を備蓄し、生活用品とともに非常持出品として準備するよう啓発を行っているが、平成 30 年 7 月豪雨災害においては、水や食料を持たずに避難する市民も多かった。	○市民に対して、様々な機会を通じて、平時からの備えとして非常用物資の備蓄が重要であることを広報するとともに、自主防災組織による交付金を活用した地域避難場所における計画的な備蓄を促進する。	三次市地域防災計画_基本編（R1）	2-1 2-2	【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課
2-8	心のケアなどの支援体制の整備・強化	○大規模災害発生時に、被災者に対する健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行う体制を整備・強化する必要がある。	○平時より、県と連携して、被災者の心のケア等の公衆衛生支援を行う体制を整備・強化する。	三次市地域防災計画_基本編（R1）		【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課 子育て支援課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
2-8	避難行動要 支援者に対 する支援	○避難行動要支援者名簿の登録者数 は、5,661人（令和2（2020）年6 月現在）であるが、現在は新規登 録を行っておらず、また登録者は 関係者間での共有を了解した者の みであるため、避難行動要支援者 全体を網羅していない。	○避難行動要支援者名簿の作成システムの 整備、同意の取り方、関係者との共有、 サポートのあり方等について総合的に取 り組む。	三次市地域防災計 画_基本編（R1）	1-4	【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉 【横断的分野】 ① リスクコミュニケ ーション	危機管理課 社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課
2-8	要配慮者に 対する支援	○避難確保計画を策定している要配 慮者利用施設は94施設中16施設 （令和2（2020）年4月現在）で、 各施設の計画作成を引き続き促進 する必要がある。 ○外国人は毎年増加しており、外国 人への情報伝達や避難時における 対応を整える必要がある。	○要配慮者利用施設に対する防災対策の指 導等、要配慮者の避難支援・安全確保に 資する対策を推進する。 ○在住外国人等に対する防災情報の提供や 防災学習機会の拡充を推進する。また、 防災メールの多言語化を図る。また、観 光庁作成「セーフティーインフォメーシ ョン」を市内観光施設に配布し周知を図 る。	第2期 三次市障 害者福祉計画 （H30.12） 第8期高齢者保健 福祉計画・第7期 介護保険事業計画 （H30.3） 三次市地域防災計 画_基本編（R1）	1-4	【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課 危機管理課 定住対策・暮ら し支援課 商工観光課
2-8	指定避難 所、地域避 難場所の機 能充実、強 化	○被災した高齢者・障害者等の要配 慮者や在住外国人等が、安心して 避難生活を送ることができる環境 整備、関係機関や地域と連携した 支援体制の構築・運用が必要であ る。	○指定避難所・地域避難場所として使用す る施設のバリアフリー対応や、要配慮者 用サービスの整備・準備に努める他、社 会福祉施設等との協定締結により福祉避 難所の指定・確保に努める。 〔・福祉避難所の指定数 16施設（R2）〕	三次市地域防災計 画_基本編、資料 編（R1）		【個別施策分野】 ② 住宅・都市	地域振興課 商工観光課 危機管理課 定住対策・暮ら し支援課
2-8	平時からの 連携体制構 築	○被災した高齢者・障害者等の要配 慮者が、安心して避難生活を送る ことができる環境整備、関係機関 や地域と連携した支援体制の構築 が必要である。	○広島県地域ケア体制整備構想に基づき、 地域福祉体制の充実（個別対応による在 宅生活の支援、介護サービスの基盤整備、 介護サービスの質の確保・適正化、地域 ケアシステムの確立等）を図る。	広島県地域ケア体 制整備構想 （H19.12）	8-3	【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課
2-8	ボランティ ア体制の構 築等	○ボランティアの受入れ体制の確保 について、市被災者生活サポート ボランティアセンターと連携し、 ボランティアの受入れ窓口や連絡 体制を定め、ボランティア活動の 円滑な運営を行えるよう体制を整 える必要がある。	○市社会福祉協議会が設置する市被災者生 活サポートボランティアセンターを中心 に、県社会福祉協議会が設置する広島県 被災者生活サポートボランティアセンタ ーと連携を図り、ボランティアの受入れ や活動支援、情報収集・発信などを円滑 に行えるよう体制の整備に努める。	三次市地域防災計 画_基本編（R1）	2-1	【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	社会福祉課 高齢者福祉課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
2-8	浄化槽対策	○災害による下水道施設等の被災により公衆衛生に重大な影響が生じる事態に備え、浄化槽の実態を適切に把握できる体制づくりが必要である。	○浄化槽の実態を把握できるよう、引き続き、浄化槽の設置・廃止・管理者変更等に当たっての届出制度の運用、届出・浄化槽台帳の整備等を推進する。		1-2 2-7 6-3 8-4	【個別施策分野】 ⑧ 環境	環境政策課 下水道課 都市建築課
2-8	下水道施設の防災・減災対策	○下水道施設の耐震化や設備の更新を図るとともに、浸水災害による被害を軽減するため、下水道施設における浸水対策を進める必要がある。	○下水道施設（排水ポンプ場等）の耐震補強・設備更新による市街地浸水対策をはじめ污水处理施設の設備更新並びに下水管路の更生を推進するとともに、下水道BCP（簡易版からの更新・改善）や公共下水道施設災害時対応マニュアルを策定し、それに基づく防災・減災対策に努める。	三次市地域防災計画_震災対策編（R1） 三次市公共下水道事業経営戦略（H29.3）	2-7 6-3 8-4	【個別施策分野】 ② 住宅・都市	下水道課
2-8	遺体への適切な対応	○大規模災害により多数の死者が生じた場合、遺体の取扱いを遅滞なく進めることが必要である。 ○特に被害が広域に及ぶ場合を想定し、県や周辺市町と連携して、火葬場に関する情報交換、埋火葬に必要な資機材の融通等、広域火葬体制を整備する必要がある。	○多数の死者が生じるような大規模災害に備え、県や周辺市町と連携して広島県広域火葬計画の実効性を確保するための広域火葬体制を整備する。	三次市地域防災計画_基本編（R1）		【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	市民課 環境政策課
2-8	特定動物や被災動物への対応	○多くの家庭動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの家庭動物の受入れ（スペース確保等）について事前に対策を講じる必要がある。	○広島県動物愛護管理推進計画に定められた災害時対策を、関係機関と連携して推進するとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れ・飼育環境を整備する。	三次市地域防災計画_基本編（R1） 広島県動物愛護管理推進計画（H26.3）		【個別施策分野】 ⑧ 環境	環境政策課 危機管理課

(3) 行政機能の確保（大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する）

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
3-1	交通安全施設等の整備	○老朽化した交通安全施設の更新を行う必要がある。また、交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を行う必要がある。	○老朽化した交通安全施設の更新等，三次市交通安全計画に基づく災害に備えた道路環境の整備を推進する。	第10次三次市交通安全計画 (H28.12)	5-3 6-4	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流	土木課 危機管理課
3-1	交通規制等の実施	○災害時において，必要な場合は速やかに交通規制等を行い，交通の安全と緊急車両の通行確保を図る必要がある。	○災害時において迅速かつ的確に交通規制等の措置が講じられるよう，平時から重要な交差点等を抽出し，市，道路管理者及び三次警察署が手順等を共有する必要がある。	三次市地域防災計画_基本編 (R1)	5-3	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流	土木課 危機管理課

3-2 市職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
3-2	庁舎の耐震化	○市役所本庁舎は、平成 26 (2014) 年 11 月に災害復興の拠点機能を備え、災害時の市民等の一時避難場所ともなる新庁舎として整備している。なお、被災により市役所庁舎が災害対策本部として使用できない場合を想定し、代替施設での運営訓練を行う必要がある。	○三次市業務継続計画、三次市耐震改修促進計画に基づき、防災上重要な公共建築物の耐震改修や施設設備の充実を引き続き推進し、各種災害への備への向上を図る。また、緊急的に代替施設を利用できるよう施設設備の充実を推進する。	三次市地域防災計画_震災対策編 (R1) 三次市耐震改修促進計画 (H28. 3) 三次市業務継続計画 (H29. 12)		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ② 住宅・都市	財産管理課 都市建築課 危機管理課
3-2	執務環境、実施体制の維持確保	○非常時優先業務の執務レイアウト、ライフライン（燃料等）や職員用備蓄品の確保等、対応方針を明確化させる必要がある。	○三次市業務継続計画で挙げられている課題について、対応方針（対策内容）を明確化したうえで、計画に位置づける。	三次市地域防災計画_基本編 (R1) 三次市業務継続計画 (H29. 12)		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防	総務課 危機管理課
3-2	危機管理体制の維持・強化	○大規模災害時においても、適切に庁内業務が遂行できるよう、三次市業務継続計画の実効性の確保に努める必要がある。	○三次市業務継続計画を各職員に周知徹底するとともに、防災訓練等の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直す。	三次市業務継続計画 (H29. 12)	1-1	【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	総務課 危機管理課
3-2	広域応援体制の構築	○被害が市の対応能力を超える場合は、県や他市町村からの応援を受け、被害状況の把握や災害応急対策を円滑に行う必要がある。	○災害時相互応援協定の締結を推進するとともに、受援計画の策定などにより、協定締結先の地方公共団体等と連携して、災害時に備えた具体的な協力体制の整備に努める。	三次市地域防災計画_基本編、資料編 (R1)		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防	総務課 危機管理課

(4) 通信機能の確保（大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する）

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
4-1	庁舎の非常 用電源の確 保	○必要電源能力を把握するとともに、既 存電源の有効性や課題について継続 的に検討を進める必要がある。	○既存電源の有効性（必要能力等）や課 題対応について明確化したうえで、三 次市業務継続計画に位置づける。ま た、必要に応じて支所含め施設整備を 進める必要がある。	三次市地域防災 計画_基本編 (R1) 三次市業務継続 計画 (H29.12)		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ② 住宅・都市	財産管理課 危機管理課
4-1	情報の迅 速・的確な 把握・伝達 体制の整備	○災害時の情報収集・発信を確保するた め、LAN・WAN、防災情報システ ム等の情報システムの停電対策及び 地震対策を行うとともに、災害時優先 電話、携帯電話、衛星携帯電話、携帯 無線及び広島県防災行政無線等を有 効に活用する必要がある。	○情報システムの停電対策及び耐震対 策を進めるとともに、様々な情報伝達 手段の活用方法について習熟し、又は 新たな手段の活用についても常に研 究し、必要に応じて設備等の整備を行 う。	三次市地域防災 計画_基本編 (R1)		【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ④ 情報通信	情報政策課 危機管理課

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できないこと

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
4-2	災害情報伝達手段の多様化	○市内のテレビ放送、インターネット通信、防災放送等の情報通信基盤である三次ケーブルビジョンの施設のうち、老朽化した設備を改修する必要がある。 ○避難情報等の主要な伝達手段である音声告知放送については、人口の集中地域である旧三次市地域の加入率が低く、また、防災メールや防災アプリについては登録者が少ないことから、特に旧三次市における情報伝達手段の確保が必要である。また、災害時における孤立対策として、携帯電話の不感地域の解消を図る必要がある。 ○「HIROSHMA FREE Wi-Fi」は認証時の利用登録を行わなければならないため、災害時等に利用登録を行わず接続可能とする必要がある。	○三次ケーブルビジョンの老朽化した設備を維持・拡充するため、必要に応じて設備改修を行うこととする。 ○市民に避難情報等が確実に伝わるよう、既存の音声告知放送、防災メール、防災アプリ、CATV、ホームページ等の利用拡大を図るとともに、サイレンやSNS等の活用により伝達手段の更なる多重化を図る。また、携帯電話の不感地域において、携帯電話基地局の整備を推進する。 ○市内5箇所を設置している「HIROSHMA FREE Wi-Fi」を災害時等に開放し、認証時の利用登録を行わずに接続可能とする。	三次市地域防災計画_基本編(R1)	1-4	【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ④ 情報通信 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション	危機管理課 情報政策課 商工観光課

(5) 経済活動の維持（大規模自然災害発生後であっても、経済活動〔サプライチェーンを含む〕を機能不全に陥らせない）

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
5-1	事業継続の 取組の推進	○市内の企業等に対して、災害時に重要 業務を継続するための業務継続計画 （ＢＣＰ）の策定を引き続き推進する 必要がある。	○県が実施している企業等への事業継続 マネジメント（ＢＣＭ）の構築に資する 事業継続計画（ＢＣＰ）の構築支援に協 力するとともに、市は三次商工会議所及 び三次広域商工会と連携体制を構築す るなど、災害発生時に中小企業等の被害 状況を迅速かつ適切に把握できる体制 の整備に努める。 ○農業従事者に対し、農産物の生産、その 他農業経営の開始・改善に必要な施設等 の取得・改良・修繕に係る経済支援（補 助金）を実施する。	三次市地域防 災計画_基本編 （R1）		【個別施策分野】 ⑤ 産業構造 【横断的分野】 ① リスクコミュニケー ション	商工観光課 農政課 危機管理課
5-1	緊急輸送網 の確保	○災害時の道路寸断による救助活動や 災害応急活動等の停滞を防止するた め、道路の改良や橋梁耐震化率の向 上、道路法面对策を進める必要があ る。	○三次市橋梁長寿命化修繕計画等を踏ま え、防災上重要な幹線道路を中心に効率 的・効果的な道路の改良や橋梁の維持管 理・長寿命化対策を行い、市内の道路網 の安全性・信頼性を確保する。 <道路改良が必要な道路> ・県道清河江田川之内線 ・県道木呂田本郷線 ・県道糸井塩町線 ・市道菅田本線 ・市道三次山家線 ・市道十日市 194 号線 ○道路防災総点検等により抽出された要 対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を 実施する。 ○豪雪地帯の道路区間において、冬季の堆 雪による道路閉塞を防止するため、除雪 事業（除雪車の増備等）を実施する。	三次市地域防 災計画_震災対 策編（R1） 三次市橋梁長 寿命化修繕計 画（H28. 12） 第 10 次三次市 交通安全計画 （H28. 12）	1-1 2-1 2-6 5-3 6-4	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流 【横断的分野】 ② 老朽化対策	土木課

5-2 重要な産業施設の損壊，火災，爆発等

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
5-2	有害物質流出対策	○災害時において，有害物質が流出し，健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には，速やかに流出した有害物質の種類・性状等を把握の上，関係機関と連携しながら，的確な対応を取る必要がある。	○関係機関との連携のもと，有害物質が流出した場合の具体的な対応方針・手順を定めておく。	三次市地域防災計画_基本編(R1)	7-4	【個別施策分野】 ⑧ 環境	環境政策課 商工観光課

5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
5-3	災害に強い インフラ整備	○災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため、道路の改良や橋梁耐震化率の向上、道路法面对策を進める必要がある。	○三次市橋梁長寿命化修繕計画等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に効率的・効果的な道路の改良や橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。 ＜道路改良が必要な道路＞ ・県道青河江田川之内線 ・県道木呂田本郷線 ・県道糸井塩町線 ・市道菅田本線 ・市道三次山家線 ・市道十日市 194 号線 ○道路防災総点検等により抽出された要対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を実施する。 ○豪雪地帯の道路区間において、冬季の堆雪による道路閉塞を防止するため、除雪事業（除雪車の増備等）を実施する。	三次市地域防災計画_震災対策編（R1） 三次市橋梁長寿命化修繕計画（H28. 12） 第 10 次三次市交通安全計画（H28. 12）	1-1 2-1 2-6 5-1 6-4	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流 【横断的分野】 ② 老朽化対策	土木課
5-3	交通安全施設等の整備	○老朽化した交通安全施設の更新を行う必要がある。また、交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を行う必要がある。	○老朽化した交通安全施設の更新等、三次市交通安全計画に基づく災害に備えた道路環境の整備を推進する。	第 10 次三次市交通安全計画（H28. 12）	3-1 6-4	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流	土木課 危機管理課
5-3	交通規制等の実施	○災害時において、必要な場合は速やかに交通規制等を行い、交通の安全と緊急車輛の通行確保を図る必要がある。	○災害時において迅速かつ的確に交通規制等の措置が講じられるよう、平時から重要な交差点等を抽出し、市、道路管理者及び三次警察署が手順等を共有する必要がある。	三次市地域防災計画_基本編（R1）	3-1	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流	土木課 危機管理課

5-4 食料等の安定供給の停滞

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
5-4	物資調達・ 供給体制の 整備	○災害の種別や規模、経過等により、必要な物資は異なってくることから、被災者のニーズに沿った備蓄物資の計画的な備蓄及び事業者との協定等による流通物資の調達が必要である。 ○市備蓄倉庫は手狭であり、また、浸水想定区域内に立地しているため、今後備蓄物資の新たな保管場所を確保する必要がある。	○平時から計画的に備蓄するほか、必要な物資について調達協定を締結し、具体的な調達・配送計画を策定するとともに、災害時に実践できるよう、避難所関係者や調達事業者等との連携に努める。 ○避難所用物資の増加及び浸水のおそれへの対策として、新たな備蓄倉庫の整備を検討する。	三次市地域防災計画_基本編，資料編（R1）	2-1	【個別施策分野】 ⑤ 産業構造 ⑥ 交通・物流	危機管理課

(6) 生活インフラの確保（大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る）

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
6-1	再生可能エネルギーの導入促進	○大規模災害時に、指定避難所等の防災拠点において必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。	○災害時におけるエネルギー確保を図るため、指定避難所施設等への新エネルギー導入を検討する。			【個別施策分野】 ⑧ 環境	環境政策課

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
6-2	水道管の耐震化等供給体制の強化	○三次市水道事業の管路施設の総延長約 830km のうち、耐震管の割合は約 23%にとどまっている。今後は、管路更新時に積極的に耐震管を採用するなど、管路施設の更新と耐震化を同時に進めていく必要がある。	○三次市水道事業ビジョンに基づき、老朽管路及び非耐震管路の更新計画を策定するとともに、老朽管路（旧三次市エリア以外）を優先的に更新し、耐震管路への布設替えを行う。 ○給水管等の破断による断水時にも応急給水に対応できるよう、耐震性貯水槽の整備を推進する。	三次市地域防災計画_震災対策編（R1） 三次市水道事業ビジョン（H30.3）	2-1	【個別施策分野】 ② 住宅・都市	水道課

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
6-3	下水道施設の 防災・減 災対策	○下水道施設の耐震化や設備の更新を 図るとともに、浸水災害による被害 を軽減するため、下水道施設におけ る浸水対策を進める必要がある。	○下水道施設（排水ポンプ場等）の耐 震補強・設備更新による市街地浸水 対策をはじめ汚水処理施設の設備更 新並びに下水管路の更生を推進する とともに、下水道ＢＣＰ（簡易版か らの更新・改善）や公共下水道施設 災害時対応マニュアルを策定し、そ れに基づく防災・減災対策に努める。	三次市地域防災計 画_震災対策編 （R1） 三次市公共下水道 事業経営戦略 （H29.3）	2-7 2-8 8-4	【個別施策分野】 ② 住宅・都市	下水道課
6-3	浄化槽対策	○災害による下水道施設等の被災によ り公衆衛生に重大な影響が生じる事 態に備え、浄化槽の実態を適切に把 握できる体制づくりが必要である。	○浄化槽の実態を把握できるよう、引 き続き、浄化槽の設置・廃止・管理 者変更等に当たっての届出制度の運 用、届出・浄化槽台帳の整備等を推 進する。		1-2 2-7 2-8 8-4	【個別施策分野】 ⑧ 環境	環境政策課 下水道課 都市建築課

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
6-4	災害に強い インフラ整備	○災害時の道路寸断による救助活動や 災害応急活動等の停滞を防止するた め、道路の改良や橋梁耐震化率の向 上、道路法面对策を進める必要があ る。	○三次市橋梁長寿命化修繕計画等を踏 まえ、防災上重要な幹線道路を中心 に効率的・効果的な道路の改良や橋 梁の維持管理・長寿命化対策を行い、 市内の道路網の安全性・信頼性を確 保する。 ＜道路改良が必要な道路＞ ・県道清河江田川之内線 ・県道木呂田本郷線 ・県道糸井塩町線 ・市道菅田本線 ・市道三次山家線 ・市道十日市 194 号線 ○道路防災総点検等により抽出され た要対策箇所を対象に、法面や盛土の 対策を実施する。 ○豪雪地帯の道路区間において、冬季 の堆雪による道路閉塞を防止するた め、除雪事業（除雪車の増備等）を 実施する。	三次市地域防災計 画_震災対策編 (R1) 三次市橋梁長寿命 化修繕計画 (H28. 12) 第 10 次三次市交 通安全計画 (H28. 12)	1-1 2-1 2-6 5-1 5-3	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流 【横断的分野】 ② 老朽化対策	土木課
6-4	緊急輸送体 制の整備	○災害時に、緊急に人員の輸送が生じ た場合、迅速に対応できる体制を整 備する必要がある。	○公共交通事業者と連携して、災害時 における実効性のある応急輸送体制 を構築する。	三次市地域防災計 画_基本編 (R1)		【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流	定住対策・暮 らし支援課
6-4	交通安全施 設等の整備	○老朽化した交通安全施設の更新を行 う必要がある。また、交通情報の収 集・分析・提供や交通状況に即応し た信号制御その他道路における交通 の規制を広域的かつ総合的に行うた め、交通管制システムの充実・改良 を行う必要がある。	○老朽化した交通安全施設の更新等、 三次市交通安全計画に基づく災害に 備えた道路環境の整備を推進する。	第 10 次三次市交 通安全計画 (H28. 12)	3-1 5-3	【個別施策分野】 ⑥ 交通・物流	土木課 危機管理課

(7) 二次災害の防止（制御不能な二次災害を発生させない）

7-1 市街地での大規模火災の発生

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
7-1	広域応援の 速やかな受 入れ	○地震等の大規模災害に適切に対応す るため、平時から広域応援体制の構 築・強化が必要である。	○受援計画を策定し、広域応援の速や かな要請、応援部隊の受入れ体制の 整備等を行う必要がある。	三次市地域防災計 画_基本編（R1）	2-3	【個別施策分野】 ① 行政機能／消 防 【横断的分野】 ① リスクコミュニケ ーション	危機管理課
7-1	消防団の対 応力の強化	○消防団(市内 39 分団, 定数 1,620 人) の充実・強化により地域における災 害対応力の向上を図ることとしてい るが、消防団員数の維持や高齢化対 策が課題となっている。また、消防 団の車輛や格納庫の老朽化が進んで いる。	○市内行事等における消防団活動の P R、機能別消防団員制度の活用等に より、市民の消防団活動に対する理 解を醸成し、消防団員の確保を図る。 ○災害時において、安全かつ迅速に消 防団活動が行えるよう、消防団員の 技能の向上に努めるとともに、装備、 資機材等の整備や計画的な施設改 修、設備更新を行うことにより、消 防団の充実強化を推進し、地域防災 力の強化を図る。	三次市地域防災計 画_基本編（R1）	1-1 1-4 2-3	【個別施策分野】 ① 行政機能／消 防 ⑦ 地域保全 【横断的分野】 ① リスクコミュニケ ーション	危機管理課
7-1	自主防災活 動の推進	○自主防災活動を積極的に推進する人 材を確保する必要がある。また、消 防団や学校等との連携を図るととも に、市民に対して「自助」の重要性 を周知する必要がある。	○自主防災組織に対する活動支援（防 災訓練やハザードマップ作成等への 助成）や防災リーダー等の人材育成 に取り組む。 ○防災訓練や講演・研修、自主防災組 織代表者会議等の機会を活用し、地 域防災についての共通理解を促進す るとともに、消防団や各地区の学校 等と連携した住民啓発及び災害時の 避難所運営体制の整備等について取 組を推進する。	三次市地域防災計 画_基本編（R1）	1-1 1-4 2-3	【個別施策分野】 ⑦ 地域保全 【横断的分野】 ① リスクコミュニケ ーション	危機管理課

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
7-2	住宅・建築物等の耐震化	○住宅の耐震化率は、耐震計画における令和2(2020)年度目標値80%に対し、平成27(2015)年度実績値59%、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和2(2020)年度目標値95%に対し、平成27(2015)年度実績値93%となっている。 ○特に本市の住宅の耐震化率は、耐震計画策定時点で国・県平均と比べても低い状況にあることから、市民等への啓発活動をより一層推進する必要がある。	○三次市耐震改修促進計画に基づき、支所庁舎等の防災上重要な公共建築物の耐震改修、民間建築物や一般住宅に対する耐震化の促進活動を引き続き推進し、耐震化率の更なる向上を図る。	三次市地域防災計画_震災対策編(R1) 三次市耐震改修促進計画(H28.3)	1-1	【個別施策分野】 ① 行政機能／消防 ② 住宅・都市	都市建築課
7-2	既存建築物等の総合的な安全対策	○災害時の既存建築物等に起因する人的被害や道路閉塞を防止するため、総合的な安全対策の推進が必要である。	○三次市耐震改修促進計画に基づき、既存建築物等の総合的な安全対策（ブロック壁等の倒壊防止対策、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、建築物の不燃化の促進等）を引き続き推進する。	三次市地域防災計画_震災対策編(R1) 三次市耐震改修促進計画(H28.3)	1-1	【個別施策分野】 ② 住宅・都市 【横断的分野】 ① リスクコミュニケーション ② 老朽化対策	都市建築課

7-3 ため池，ダム，防災施設，天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
7-3	治山施設の整備	○山地部を中心に土砂災害のハザードが高い土地が多く分布しており，これらの箇所における防災面での取組が必要である（土砂災害警戒区域：3,169箇所，土砂災害危険箇所：1,861箇所，山地災害危険地区：1,625箇所）。	○土石流，地すべり，山崩れ，がけ崩れ等の予防に関する施設・設備整備を推進し，土砂災害・山地災害対策に努める。	三次市地域防災計画_基本編，資料編（R1） 三次市都市計画マスタープラン（H28.3）	1-3	【個別施策分野】 ② 住宅・都市 ⑨ 土地利用	農政課 土木課
7-3	農業用水利施設等の老朽化対策	○老朽化し危険度が高いため池の補修・改修により，災害リスクの軽減・解消を図るとともに，ため池耐震診断を実施し，耐震性が低いと評価されたため池について，管理監視体制の強化，二次被害防止等の対策が必要である。	○老朽ため池の補修・改修・廃止（埋立），ため池決壊を想定した下流域に対する災害リスクの周知（ため池ハザードマップの作成・配布等）を推進するとともに，耐震性の低いため池の防災対策に努める。 ○農業用水路等の改修・長寿命化対策，農道橋・林道橋の点検等を実施する。	三次市地域防災計画_基本編（R1）		【個別施策分野】 ② 住宅・都市 ⑨ 土地利用 【横断的分野】 ② 老朽化対策	農政課
7-3	ダム放流情報等の把握と住民への伝達	○ダムは治水機能により洪水の規模を抑制する一方で，緊急放流を行う場合は下流域に甚大な被害が生じるおそれもあることから，住民に対して平時からダムの機能について正確な情報を提供するとともに，緊急放流時にはダム管理者から速やかに情報を入手・確認し，影響を受ける地域の住民に対し，必要に応じて避難情報を発令する必要がある。	○「江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」において河川管理課及びダム管理者との連携を図り，住民に対してダムの機能について正確な情報提供に努めるとともに，緊急放流情報の速やかな入手及び住民への伝達体制を構築する。	三次市地域防災計画_基本編（R1）		【個別施策分野】 ④ 情報通信	危機管理課

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
7-4	有害物質流出対策	○災害時において、有害物質が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した有害物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。	○関係機関との連携のもと、有害物質が流出した場合の具体的な対応方針・手順を定めておく。	三次市地域防災計画_基本編(R1)	5-2	【個別施策分野】 ⑧ 環境	環境政策課 商工観光課

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
7-5	農地・森林等の保全の取組	○農地等の地域資源は下流域の湛水防止などの防災機能も有しているが、農村部における人口減少や高齢化の進行、有害鳥獣による食害等により保全管理上の問題が深刻化していることから、農地の継承等による農地保全等を推進する必要がある。 ○管理の不十分な森林が拡大し、森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、持続的な林業経営や多様な主体が参加する保全活動を拡大させていく取組が必要である。	○地場産業振興や地域の環境保全の観点に加え、災害時の被害防止・軽減を図るため、地域と一体となり農地・森林等の保全、有害鳥獣の駆除に関する取組を促進する。	三次市農業振興プラン（H28.7） 2020 広島県農林水産業チャレンジプランアクションプログラム 三次市鳥獣被害防止計画（R2）		【個別施策分野】 ⑤ 産業構造 ⑦ 地域保全 ⑨ 土地利用	農政課

7-6 風評被害等による影響

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
7-6	正確な情報 提供	○災害発生直後においては、パニックや火災による二次災害の防止を中心に、応急復旧時には生活情報を中心に、要配慮者や避難者、外国人等にも配慮して情報提供を行う必要がある。 ○市のホームページは災害時の重要な情報源であるため、アクセス集中による閲覧障害を回避する必要がある。	○災害発生後の段階に応じて、市民に伝えるべき情報及び市民が必要とする情報を報道機関も含む多様な方法により、適時適切に全ての市民に提供できるよう体制の構築を図る。 ○ホームページへのアクセス集中により閲覧障害が生じないよう、災害時用サイトへの切替を行い、画像など容量の大きくなりやすいコンテンツをできる限り減らすとともに、外部サイトへのリンク設定によるアクセス分散を図るなどの対応を行う。	三次市地域防災計画_基本編(R1)		【個別施策分野】 ④ 情報通信	危機管理課 秘書広報課

(8) 速やかな復旧・復興（大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する）

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
-8-1	災害廃棄物 処理計画の 策定	○三次市災害廃棄物処理計画を令和2 (2020)年3月に策定、計画に基づき 適切な処理を行うこととしている。	○国の「災害廃棄物対策指針」や、県 の第4次廃棄物処理計画との整合を 考慮し、三次市災害廃棄物処理計画 の内容を適宜見直す必要がある。	三次市地域防災 計画_基本編 (R1) 三次市災害廃棄 物処理計画 (R2.3) 第4次広島県廃 棄物処理計画 (H28.3)		【個別施策分野】 ⑧ 環境	環境政策課

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足や基幹インフラの損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
8-2	建設業の担 い手確保	○建設業は、災害等発生時の被災地での 緊急対応や交通網の復旧など、地域の 安全・安心を担う業種であるが、近年、 建設業就業者数は年々減少するとと もに、就業者の高齢化も課題となっ ている。今後も地域の持続的な発展と安 全・安心の確保を図っていくため には、建設業の担い手の中長期的な育 成・確保に取り組む必要がある。	○国や県の関係機関、建設関連団体等 と連携し、建設業の担い手の育成・ 確保に取り組む。			【個別施策分野】 ② 住宅・都市 ⑤ 産業構造	土木課 都市建築課 水道課 下水道課 財政課 農政課
8-2	耐震診断・ 改修を担う 人材育成及 び技術力の 向上	○木造住宅耐震診断設計資格者登録制 度による登録者数は、10 人（令和 2 （2020）年 4 月現在）となっている。 ○甚大な住宅被害が生じるような大規 模災害に備え、当該資格保有者の登録 促進（登録者の増加）が必要である。	○木造住宅耐震診断設計資格者登録制 度の運用を浸透させる他、専門技能 を身に着けるための研修・講習会等 への職員の参加促進等により、耐震 化促進に係る人材育成・技術力の向 上を図る。	三次市地域防災 計画_基本編 （R1）	1-1	【個別施策分野】 ② 住宅・都市	都市建築課
8-2	建築物への 迅速な震災 対応を可能 とする体制 整備	○災害時に稼働可能な判定士数は、被災 建築物応急危険度判定士が 2 人（うち コーディネーター 1 名）、被災宅地応 急危険度判定士が 7 人（うちコーデ ィネーター 1 名）となっている（令和 2 （2020）年 4 月現在）。 ○甚大な住宅被害が生じるような大規 模災害に備え、当該資格保有者の登 録・養成を推進する必要がある。	○県や関連業界との連携のもと、引き 続き、判定士の養成や技術力の保持・ 向上に努めるとともに、被災建築物・ 宅地の応急危険度判定体制を確立す る。	三次市地域防災 計画_基本編 （R1）		【個別施策分野】 ② 住宅・都市	都市建築課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
8-2	地籍調査の 推進と相談 体制の整備	○災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となる。 ○災害後の復旧・復興時には土地・家屋に関する多様な専門的相談事案が発生するため、各種相談体制の充実に取り組む必要がある。	○地籍調査の未着手・未完了地区の解消をめざし、引き続き、地籍調査を推進する。 ○災害の復旧・復興時に生じる専門的な相談に適切に対応できるよう広島県行政書士会との災害時における被災者支援のための協定締結をはじめ相談体制の充実を図る。 ○道路台帳システム等に最新の地籍図データを反映させ、災害復旧等を迅速に対応する。	地籍調査WEBサイト（国土交通省）		【個別施策分野】 ② 住宅・都市 ⑨ 土地利用	財産管理課 危機管理課 土木課 農政課

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
8-3	地域づくり 活動の推進	○自治会・常会に加入していない者に対して、呼びかけを行う必要がある。 ○地域集会所や地域避難場所等で地域住民が安心して避難生活を送ることができる環境整備、住民自治組織と地域の連携体制の構築・運用が必要である。	○自治会・常会に加入していない者に対して、市の広報誌等で「自助・共助」の大切さを伝えるとともに、地域コミュニティに加入してもらうよう引き続き働きかける。 ○指定避難所・地域避難場所として使用する施設のバリアフリー対応や、要配慮者用サービスの整備・準備に努めるとともに、住民自治組織と地域の連携体制を確立する。	まち・ゆめハンドブック (H30.10) 【三次市まち・ゆめ基本条例要約資料】		【個別施策分野】 ⑦ 地域保全	地域振興課
8-3	平時からの 連携体制構築	○被災した高齢者・障害者等の要配慮者が、安心して避難生活を送ることができる環境整備、関係機関や地域と連携した支援体制の構築が必要である。	○広島県地域ケア体制整備構想に基づき、地域福祉体制の充実(個別対応による在宅生活の支援、介護サービスの基盤整備、介護サービスの質の確保・適正化、地域ケアシステムの確立等)を図る。	広島県地域ケア体制整備構想 (H19.12)	2-8	【個別施策分野】 ③ 保健医療・福祉	社会福祉課 高齢者福祉課 健康推進課
8-3	治安の維持	○災害による混乱や避難生活者の空き家屋などが生ずることから、被災地における治安の維持等を図る必要がある。	○三次警察署及びみよし安全なまちづくり推進連絡協議会と連携を図り、犯罪・事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する業務(被災地のパトロール等)に努める。 ○LED防犯灯の整備(補助制度を活用した整備も含む)を推進するとともに、防犯カメラやドライブレコーダーを利用した見守りを推進する。	三次市地域防災計画_基本編 (R1) 大規模災害等における対応業務継続計画 (広島県警察)		【個別施策分野】 ⑦ 地域保全	危機管理課
8-3	被災者の住宅確保	○大規模災害時などに、建物倒壊等により住居を失った被災者が多量に生じた場合、その居住場所の早期確保に課題がある。 ○住宅復旧に向け、速やかにより災証明を発行できる体制・仕組みづくりが必要である。	○市営住宅や民間賃貸住宅の空き状況を適宜把握するなど、関係業界等とも連携して、迅速に応急住宅を確保できる体制を構築する。 ○国が示す様式の統一化に対応し、災証明書の効率的な発行を行う。	三次市地域防災計画_基本編 (R1)		【個別施策分野】 ② 住宅・都市	財産管理課 課税課

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
8-3	文化財の保護	○市内には、243 件の指定文化財（国：12，県：62，市：169）と 11 件の国登録有形文化財があり（令和 2（2020）年 4 月現在），これらの文化財を災害から保護するための防災対策が必要である。	○国、県等とも連携を図り、文化財の施設・設備の耐震化促進や、災害時の応急対策実施体制の構築に努める。	三次市地域防災計画_基本編（R1）		【個別施策分野】 ⑦ 地域保全	文化と学びの課

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスク シナリオ	施策項目	脆弱性評価	施策の方針 〔現在の水準を示す指標等〕	関連計画	再掲 場所	施策分野	担当課
8-4	洪水対策施設の整備	○国・県・市によって実施してきた江の川・馬洗川・西城川等の堤防・護岸の構築や河川改修，内水の排水施設整備等を引き続き推進する必要がある。	○水防災対策特定河川事業（河川浚渫，維持工事等），内水浸水被害対策事業を推進し，洪水対策を行うよう努める。 ○国から管理を受託している5箇所の排水ポンプ場，排水樋門のほか，市が設置している7箇所の排水ポンプ場，排水樋門，仮設ポンプの運用により内水排除に努める。また，令和元（2019）年度に整備した排水ポンプ車を機動的に運用する。また，排水機場等の水防施設の整備・更新を行うとともに，小型排水ポンプ等の資機材の導入を検討する。	三次市地域防災計画_基本編（R1） 三次市都市計画マスタープラン（R28.3）	1-2	【個別施策分野】 ② 住宅・都市	土木課 危機管理課
8-4	浄化槽対策	○災害による下水道施設等の被災により公衆衛生に重大な影響が生じる事態に備え，浄化槽の実態を適切に把握できる体制づくりが必要である。	○浄化槽の実態を把握できるよう，引き続き，浄化槽の設置・廃止・管理者変更等にわたる届出制度の運用，届出・浄化槽台帳の整備等を推進する。		1-2 2-7 2-8 6-3	【個別施策分野】 ⑧ 環境	環境政策課 下水道課 都市建築課
8-4	下水道施設の防災・減災対策	○下水道施設の耐震化や設備の更新を図るとともに，浸水災害による被害を軽減するため，下水道施設における浸水対策を進める必要がある。	○下水道施設（排水ポンプ場等）の耐震補強・設備更新による市街地浸水対策をはじめ污水处理施設の設備更新並びに下水管路の更生を推進するとともに，下水道BCP（簡易版からの更新・改善）や公共下水道施設災害時対応マニュアルを策定し，それに基づく防災・減災対策に努める。	三次市地域防災計画_震災対策編（R1） 三次市公共下水道事業経営戦略（H29.3）	2-7 2-8 6-3	【個別施策分野】 ② 住宅・都市	下水道課

※各課が実施する事業については，別に定める「三次市国土強靱化地域計画 年次事業一覧（令和5年度）」を参照。

別紙2 三次市国土強靱化地域計画調整会議設置要綱

令和2年2月13日第14号

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく三次市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定等を行うため、三次市国土強靱化地域計画調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域計画の策定、推進及び見直しに関する事項に係る、協議及び検討
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 調整会議に会長を置き、三次市副市長の事務分担に関する規則（平成20年三次市規則第34号）第2条第1号に掲げる副市長をもって充てる。
- 3 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を調整会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務担当学会議)

第5条 第2条に規定する事務を効率的に進めるため、調整会議の下に事務担当学会議を置く。

- 2 事務担当学会議は、調整会議の会長が指名した職員をもって構成する。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、危機管理監危機管理課に置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第3条関係）

三次市副市長の事務分担に関する規則（平成20年三次市規則第34号）第2条第1号及び第2号に掲げる副市長，危機管理監，総務部長，経営企画部長，地域共創部長，君田支所長，布野支所長，作木支所長，吉舎支所長，三良坂支所長，三和支所長，甲奴支所長，市民部長，福祉保健部長，子育て支援部長，市民病院部事務部長，産業振興部長，建設部長，議会事務局長，教育委員会教育次長，その他会長が必要と認める職員
